

地域おこし協力隊が、最新のまちなか情報や SuBACo でのイベント情報を皆さんにお届けします!!



SuBACo 改装計画

～リニューアルオープンに向けて～

まちなか集客施設 SuBACo が開設してから約 2 年半が経ちます。SuBACo では商店の紹介や砂川に関する情報発信、イベントや展示の開催を中心に、皆さんのご協力をいただきながら活動してきました。しかし、もっと多くの方と一緒に「SuBACo でにぎわいを生み出したい！そして砂川を元気にしたい！」という想いから、先日開催した「リニューアル後の SuBACo のイメージを考えるワークショップ」の中で得られた意見やイメージ案を参考に SuBACo を改装し、もっと多くの方に親しまれるようにリニューアルします。

● 改装期間中の SuBACo について
6月1日(木)のリニューアルオープンに向け、5月16日(月)～31日(木)までの間、SuBACo は臨時休館します。きつとすてきな SuBACo となりますので、皆さんご期待ください！

👉 詳細 まちなか集客施設「SuBACo」 ☎ 4 8 8 5

たまちゃん & ぶっちー の

家づくり わくわく日記 No. 22



たまちゃん

マイホームを持った場合、毎月の住宅ローンの支払いなど、不安な点もありますよね。今回は、住宅ローンを利用することで、所得税や住民税がお得になる情報をお伝えします。



ぶっちー

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について①

マイホームを購入する際に、住宅金融支援機構や銀行住宅ローンを利用し、借り入れをした場合、所得税の確定申告を行うことで、入居してから10年間、ローンの年末残高に応じた金額が税額控除され、納めすぎた所得税が還付されます。また、特別控除額が所得税額を超えた分については、翌年度分の住民税から差し引かれます。詳しくは、滝川税務署☎2191または市民税係☎2121へお問い合わせください。

- 住宅ローン控除を受けるためには、下記の要件全てに該当する必要があります。まずは下記のリストにチェックを入れて確認してみよう！
 - 住宅ローンを10年以上借りること
 - 本人の年間合計所得金額が3,000万円以下であること
 - 住宅の床面積が50㎡以上であること
 - 床面積の2分の1以上が居住用であること
 - 住宅取得後6か月以内に入居し、12月31日まで、引き続き居住すること
 - 平成26～30年の間に土地や建物を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例を受けていないこと。または予定がないこと
- ▶ 次回は住宅ローン控除の控除額の算出方法についてお伝えします!!

あかね・すずらの分譲地は、好評につき4月1日以降も割引販売を継続中！
◆ お問い合わせ 土地開発公社（商工労働観光課内）☎2121

1歳の記念に
赤ちゃんネルに
応募してみませんか

満1歳前後のお子さんを
紹介しています。400字前後
のコメントに写真を添えて
申し込みください。

☎ 2121へ
詳細・申込 広報広聴係